

(2) 静岡市中小企業者向け省エネアドバイザー派遣事業

中小企業者に対し、無料で省エネアドバイザーを派遣し、「省エネルギー対策に係る指導及び助言」及び「二酸化炭素削減計画（※）の策定支援」を行います。

※ 二酸化炭素削減計画

省エネアドバイザー（エネルギー管理士や環境カウンセラー等の資格を有するものをいう。）等の助言を受けて策定する市内全ての事業所における二酸化炭素の排出量の削減に係る3箇年度分の計画をいいます。

対象者

①～②の要件を全て満たすもの

① 下表【A】【B】のいずれかを満たす法人又は個人事業者

業種	資本金の額又は出資の総額【A】	常時使用する従業員数【B】
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3億円以内	300人以内
卸売業	1億円以内	100人以内
サービス業	5千万円以内	100人以内
小売業	5千万円以内	50人以内

② エネルギーの使用の合理化等に関する法律による届出又は静岡県地球温暖化防止条例による温室効果ガス排出削減計画書の提出の対象となっていない者

申請の期間

平成28年8月1日～平成29年2月28日

派遣の回数

一の中小企業者の同一目的に対して、2回まで

派遣の申請

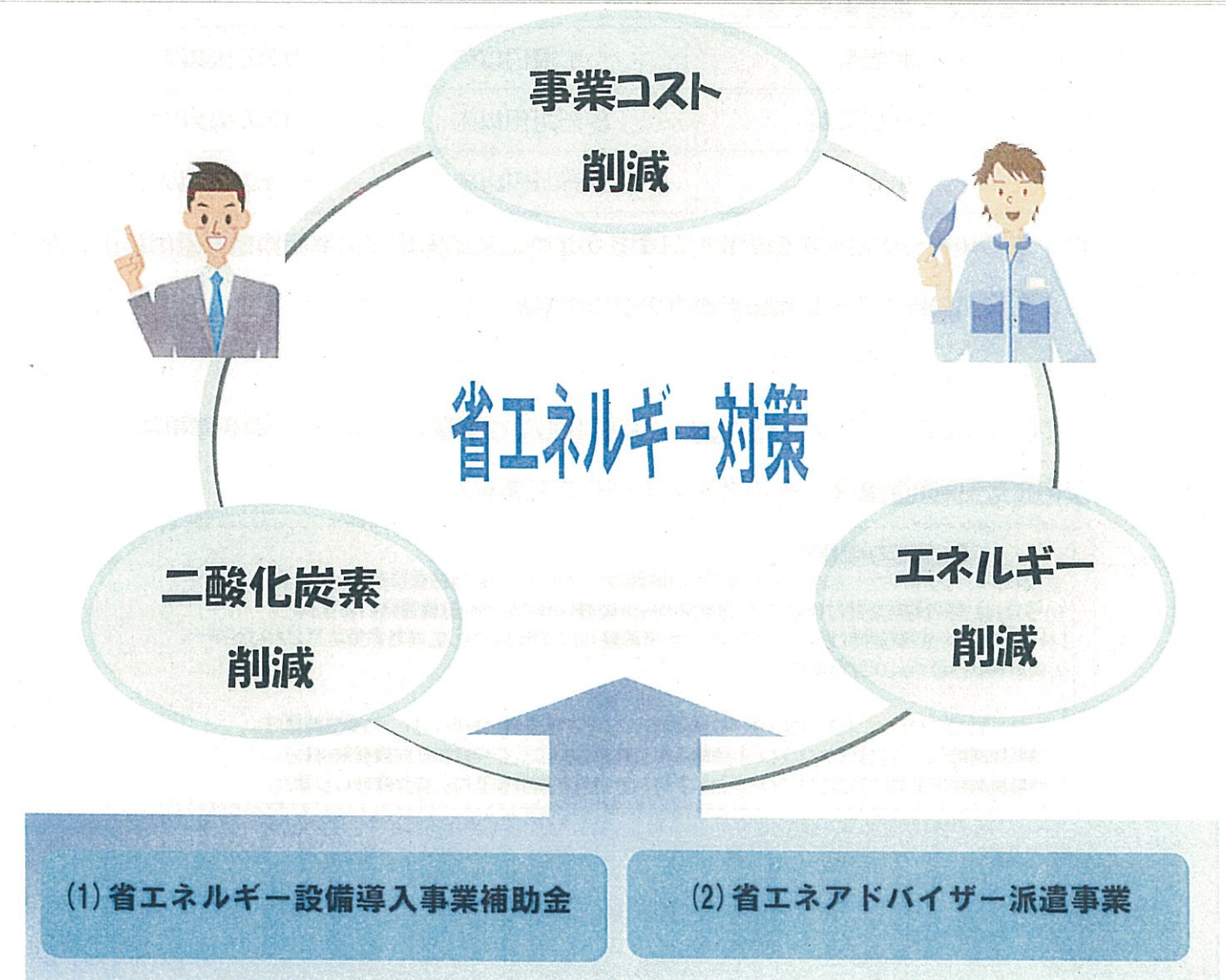
派遣を希望する日のおおよそ1か月前までに派遣事業申請書を提出

※ 事業の詳細は、静岡市ホームページをご確認ください。

省エネルギー設備を導入する中小企業者のみなさんへ 省エネルギー対策支援事業始めました！

静岡市は中小企業のみなさんの省エネルギー対策を応援します。

静岡市では、省エネルギー設備を導入する中小企業者に対し、「(1)省エネアドバイザー派遣事業」及び「(2)省エネルギー設備導入事業補助金」を実施し、市内の二酸化炭素排出量の約5割を占める産業部門及び民生・業務部門の二酸化炭素排出量の削減を図ります。



静岡市環境局環境創造課

(1) 静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金

事業所に省エネルギー設備を導入する中小企業者に対し、補助金を交付します。

補助対象者 ①～②の要件を全て満たすもの

① 下表【A】【B】のいずれかを満たす法人又は個人事業者

業 種	資本金の額又は 出資の総額【A】	常時使用する 従業員数【B】
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3億円以内	300人以内
卸売業	1億円以内	100人以内
サービス業	5千万円以内	100人以内
小売業	5千万円以内	50人以内

② エネルギーの使用の合理化等に関する法律による届出又は静岡県地球温暖化防止条例による温室効果ガス排出削減計画書の提出の対象となっていない者

ただし、エコアクション21 (※2)、ISO14001 の認証を受けていない事業所は二酸化炭素削減計画書 (※1) を作成していただきます。

※1 二酸化炭素削減計画書

省エネアドバイザー (エネルギー管理士や環境カウンセラー等の資格を有するものをいう。) 等の助言を受け作成した二酸化炭素の排出量の削減に係る計画書をいいます。「静岡市中小企業者向け省エネアドバイザー派遣事業」の利用により、無料で省エネアドバイザーの派遣を受けることができます。

※2 エコアクション21の認証・取得に向けて、すでに審査申込みをしている事業所は補助申請時に、エコアクション21申請申込書を提出したことを証明する書類を提出し、補助事業の完了までにエコアクション21認証・登録証を提出することを要件とします。

※ 事業の詳細は、静岡市ホームページをご確認ください。

補助対象事業 ①～⑥の要件を全て満たすもの

- ① 事業所に省エネルギー設備を導入する事業 (更新・改修のみ対象)
(二酸化炭素削減計画書を作成した事業所については、同計画に基づく事業であること)

補助対象となる省エネルギー設備の例

- ・高効率照明 (電気工事を伴うLED照明への更新等)
- ・高効率空調 (ヒートポンプ式空調機への更新等)
- ・高効率給湯器 (エコキュートへの更新等)

補助対象事業 (設備) として認めないもの

- ・中古品又はリースによる導入 (未使用品のみ対象)
- ・工事請負契約を締結しない事業 (要工事請負契約)
- ・事業の用以外にも使用する設備 (住宅スペース等へ効果が波及する設備は対象外)
- ・建物や窓の断熱改修、エネルギー管理システム (BEMS等)
- ・車両 (エコカー) の購入、再生可能エネルギー設備の導入、蓄電池

- ② 補助の対象となる経費の合計が 200万円に満たない事業 であること。
- ③ 補助対象となる経費のうち、設備費が90万円に満たない こと。
- ④ 補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業 であること。
- ⑤ 国、県、その他の団体から当該補助事業に係る経費について、全部又は一部の補助を受ける事業でないこと。
- ⑥ 省エネルギー設備を導入する事業所が自己の所有でない場合は、所有者から事業の実施について承認を受けていること。

補助対象経費 設備の導入に係る経費のうち、設計費、機器購入費、工事費の総額。

補助率 補助対象経費の 10分の1以内。

申請の期間 平成28年8月1日 ~ 平成29年2月28日

●事業に係る「申請」及び「問い合わせ」はこちら

静岡市環境局環境創造課環境共生係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL: 054-221-1077
FAX: 054-221-1492

E-mail: kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp

市HPアドレス:

【(1)補助金】 http://www.city.shizuoka.jp/041_000027.html

【(2)派遣事業】 http://www.city.shizuoka.jp/041_000028.html